

## 太陽光発電設備の設置に係る 手続等に関する条例のご案内

名張市では、令和2年4月1日から、名張市太陽光発電設備の設置に係る手続に関する条例を施行しています。

条例施行日以降に太陽光発電設備を地上に設置する場合は、地域住民への説明、市への事前協議、事業計画の作成、届出等や定期報告など、条例に基づいた手続きが必要となっています。

### 条例制定の背景・目的

平成23年の東日本大震災の発生以降、再生可能エネルギーによる発電、特に太陽光による発電が注目されています。平成24年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光発電設備の導入容量・件数が急速に増加してきましたが、不十分な設計・施工の事例や立地地域でのトラブル、山林伐採による自然破壊、事業終了後のパネル放置に係る懸念等が全国的な課題となってきました。

そこで、名張市では、事業者に対して法令の遵守を求めるとともに地域住民との合意形成のための手続を定めるなどにより、太陽光発電設備の設置により周囲の自然環境や生活環境が損なわれることを防ぐため、条例を制定しました。



### 条例の対象となる設備

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋上、屋根、壁面のいずれかに設置される太陽光発電設備以外のもので、発電した電力を電気事業者等へ供給する設備が対象となります。

- |   |     |   |  |
|---|-----|---|--|
| ○ | 対象  | → | 地上設置の施設                                |
| × | 対象外 | → | ・建築物の屋根等に設置する施設<br>・発生電力を売電しない施設（自家消費） |

### 近隣関係者への説明

事業者は、事業計画の作成前に、隣接地の方や生活環境に著しい影響を受けるおそれがある方など、当該地域の住民等へ事業計画を周知しなければなりません。

周知に当たっては、説明会の開催のほか、事業計画案の説明の印刷物配布等、地域住民の理解を深めるよう配慮された説明方法とすることになります。

## 事業者の責務等

- 事業者は、関係法令を遵守し、災害の発生防止や良好な景観、自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を講じなければなりません。
  - 事業計画の作成(変更)、工事の着手、完了時には、それぞれ市への届出が必要となります。
  - 事業の実施に当たり、塀、柵の設置、色彩や、反射光への配慮、保守点検の記録の保管、廃止後の廃棄物の適正処理等従わなければならない基準の規定があります。
  - 事業者の氏名又は名称その他の事項を記載した標識を掲示しなければなりません。
  - 設備の維持管理や廃止後の措置に要する費用を計画的な資金の積立てなどにより確保しなければなりません。
  - 毎年、維持管理の状況、廃止後の措置の方法、費用の確保状況等を市に報告しなければなりません。
- ※ 条例施行前(令和2年3月31日以前)に発電設備を設置している場合は、既設置の届出のほか、条例施行後の設置に準じた規制(努力義務等)が適用されます。
- ※ この条例のほか、関係法令や国・県ガイドラインの規定に沿った工事、維持管理、廃止を行わなければなりません。なお、令和3年4月1日から小電力発電設備についても国への事故報告が義務化されました。

## 市の対応について

### ○報告の徴収及び立入検査

市は、条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、事業の状況、設備の状況等の報告を求め、又は立入検査を行う場合があります。

### ○指導、助言及び勧告

市は、事業者に対し、地域住民との合意形成、災害の発生防止又は良好な景観、自然環境若しくは生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう指導又は助言し、条例の規定に違反し従わない場合は、必要な措置をとるよう勧告する場合があります。

また、勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨並びに当該事業者の氏名及び住所(法人名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表する場合があります。

お問い合わせ先

名張市 地域環境部 環境対策室

三重県名張市鴻之台1番町1番地 (4階3番窓口)

電話：0595-63-7492 (直通)

メール：kankyo@city.nabari.mie.jp